

5. その他

学会に対する意見、要望等

→教育現場や地方にいる人間がもっと参加しやすい態勢を整えて欲しい。

現在の学会は同窓会的性格を強く持っているが、そろそろ学会としての自立を図り、幅広い交流を行うべきである。

同窓会と学会を分離すべきではないだろうか。

会員結合の機関として、今まで通り温かい同窓会的な雰囲気でのよい。

以上、大変簡単であるが、アンケート調査結果を報告した。このアンケート集計結果は、本年度第2回例会(10月3日)において報告され、これをふまえて今後の学会のありかたについて話し合が行われた。その結果2月の大会においては個人発表の機会を増やすこと、学会として研究活動を開始すること等で意見の一致を見た。しかし、これですべての問題が解決したわけでももちろんない。今後もこのアンケート結果等をふまえて、学会の今後のありかたについて会員相互で継続的に考えて行かなければなるまい。

B. パラオの非核憲法について

鈴木 俊一*

以下は、筑波大学社会科教育学会第17回例会での講演の要旨です。

ベラウ共和国(パラオ)は1947年以来、アメリカの信託統治領です。去年の夏、現地へ行き、所謂、ベラウの非核憲法を作った人達と実際に話し、南のごく小さな島の人達が、これだけのものを作りあげたことに感動して色々調べてみました。

ベラウは、スペイン、ドイツ、日本、そして現在では、アメリカの信託統治領になっており、独立した期間が一度もないという所です。

太平洋戦争中は、日本軍の拠点であったので、1944年にアメリカの空襲を受けています。

そのため、ベラウの人は、今でも「我々には敵はいない。だから、核も兵力も持つ必要がない。それで、こういう憲法を作ったのだ」と言います。

しかし、非核憲法は、本年8月4日の住民投票で改正され、非核条項は残っているが、核持ち込みの条件は緩和されました。住民投票で75%の賛成が必要だったものが、過半数の賛成で良いということになったのです。

* TBSブリタニカ編集部

一方、今まで6回、アメリカとの自由連合を認めるかを問う住民投票が行われました。

これは、原子力潜水艦の寄港等を盛り込んだものです。言い換えれば、核の持ち込みを認めるかを問う住民投票で、これには、最初から過半数の賛成がありました。従って、核持ち込み条件が緩和されたことで、非核憲法は既に無くなったと言えるかもしれません。

なお、憲法支持グループは、憲法改正が違法であるとして、信託統治地域の裁判所に提訴しました。しかし、支持グループの関係者が射殺され、提訴は取り下げられたのです。

さて、ここで、非核憲法制定の過程を振り返ってみます。

まず、1947年7月18日、アメリカ議会がミクロネシアに関する信託統治協定を承認しました。それ以前に、アメリカは、ミクロネシアを戦略地域とすることに全力を注いでいました。それが、安保理事会管轄の戦略信託統治地域の指定を受け、アメリカは絶対的な権限を手に入れたのです。

ミクロネシアには、ベラウも含まれますが、数十回核実験が行われたビキニもあります。

ビキニの近くのロンゲナップ島では、水爆実験の死の灰が降り、一昨年、島民全員が自主的に避難しました。しかし、避難先には、彼らの主食物である椰子の実もパンの実もなく、農地を切り開く所から始めるという厳しい生活を強いられています。

さて、信託統治領というのは、後々、独立または、自治できるように援助する事を目的として設置されます。しかし、アメリカは戦略地域という認識があるために、ミクロネシアの独立や自治のための援助に消極的なのです。ケネディ大統領の時、調査団が送られ、ソロモン報告という物が作成されました。これは、ミクロネシアをアメリカの政治的枠組みの中で、アメリカとの永続的な関係に入れることを政策として打ち出したものです。

具体的には、まず、住民の不信感を除くために、各地区に行政官を置き、住民達のリーダーと絶えず接触させます。そして、リーダーの訪米には、アメリカ内務省がスポンサーになるということです。次に、教育面では、アメリカ式カリキュラムを導入し、子供にアメリカに対する愛国心を育成します。さらに、ハワイ、もしくは、アメリカ本土の大学で、将来リーダーとなるべき人々に奨学金を出して勉強させます。そして、平和部隊を送り込み住民との交流を深め、親米感情を育てます。

最後に、ミクロネシア会議を設置し、自治の外観を整え、自信を持たせることがあります。ただし、アメリカに都合の悪い決議に対しては、アメリカ人の信託統治地域高等弁務官が拒否権を発動するという形を取っています。

ところで、60年代後半から、ミクロネシアが自治独立を目指して具体的な活動を始めました。

1967年8月8日、政治的地位委員会が設置されました。この目的は、ミクロネシアにおける政治的教育の手順・方法について勧告すること。ミクロネシアが取り得る政治的地位の選択の可能

性について研究すること。将来のミクロネシア人の政治的地位について判断する方法を勧告すること。プエルトリコ、西サモア諸島等における民族自決について比較研究を行うこと等でした。そして、1968年6月に第1回中間報告、1969年7月に第2回報告を行いました。後者では、今日、ミクロネシア連邦、パラオその他が採っている自由連合という形態を第1選択肢として勧告しました。

こうした動きと関連して、1976年まで、アメリカとミクロネシアとの交渉が始まります。

ここでは、ミクロネシアのいくつかの地域を、いわば州のような形にして、ミクロネシア全体の独立を目指す形で交渉が進みます。

しかし、途中で交渉は個別化し、ミクロネシア全体の結束は崩れます。

一方、1980年にベラウの議会が誕生し、28議席中27議席を憲法擁護派が占めました。また、同年7月9日には、住民投票で78%の支持を得、改正前のパラオ憲法が成立しました。

さらに、憲法制定会議の議長であったハルオ・レメリークが大統領になり、自由連合協定に仮調印しました。

それ以来、この自由連合協定は、憲法を悩ませるという形で、何度も住民投票にかけられました。1983年2月10日の住民投票では、賛成61.4%。しかし、75%に満たないために協定は否決されました。84年9月4日、賛成66.4%。この後、85年6月に初代大統領ハルオ・レメリークが暗殺されます。そして、アメリカとの密約があったとされるラザルス・レスリーが大統領となり、さらに、現在のサリー大統領となりました。

その間、86年2月21日の住民投票では、賛成72.2%。86年12月も否決。87年6月30日には67%の賛成。かくして、5回とも自由連合協定は否決されました。そのため、アメリカ寄りの議会は、憲法を先に改正して、自由連合に入るという方向を選び、ついに、87年8月4日に憲法を改正しました。その後、8月21日に住民投票が行われ、ベラウは、所謂非核憲法を骨抜きにした形で、アメリカとの自由連合に入ります。現在、この自由連合協定をアメリカ議会が批准するかどうかという段階にあります。

今後、その経過を見守っていきたいと思っています。

付記：なお、高井芳昭(教育研究科)が講演内容を要約しました。